

ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パ ラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナ ウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イク テロヘモラジー）混合（アジュバント加）ワクチン

平成 29 年 10 月 11 日（告示第 1540 号）一部改正

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（アジュバント加）ワクチンの 3.4.5、3.4.7（迷入ウイルス否定試験法 2.6.1 及び 2.8.2 を除く。）、3.4.8、3.4.11 及び 3.4.13.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品の液状不活化ワクチンについて同基準のジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（アジュバント加）ワクチンの 3.3.4.1 の規定を準用して試験を行うものとする。